

治癒証明書の要らない感染症確認書（保護者記入）

入船北保育園園長宛

組 園児名（ _____ ）

お子様が、下記感染症の病気になった場合は、完全に治してから登園しましょう。
登園停止の期限については、学校安全保健法の基準を付記致します。

該当欄に○印を付けてください。

	病名	登園停止の期間
	溶連菌感染症	治療開始（抗菌薬内服後）24時間を過ぎ、全身状態が良くなるまで
	上気道（マイコプラズマ感染症・RSウイルス感染症・アデノウイルス感染症・ヒトメタニューモウイルス感染症）	発熱や呼吸症状が治まり、全身状態が良いこと ※アデノウイルス感染症の場合は、解熱後2日を経過するまで
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普通の食事が摂れること
	伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普通の食事が摂れること
	突発性発疹	解熱し、機嫌がよく、全身状態が良いこと
	感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	インフルエンザ	発症から5日間、解熱後3日を経過するまで 発症（発熱等）を0日とし、解熱当日を0日とします。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること
	その他 （ _____ ）	医師が指示した期間

（医療機関名） _____ （ _____ 年 _____ 月 _____ 日受診）において、病状が回復し
集団生活に支障がない状態と判断されましたので _____ 年 _____ 月 _____ 日より登園いたします。

※保護者の皆様へ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、当園の目安を参考に、かかりつけ医の診断に従い、記入及び提出をお願いします。

年 月 日

保護者氏名（ _____ ）